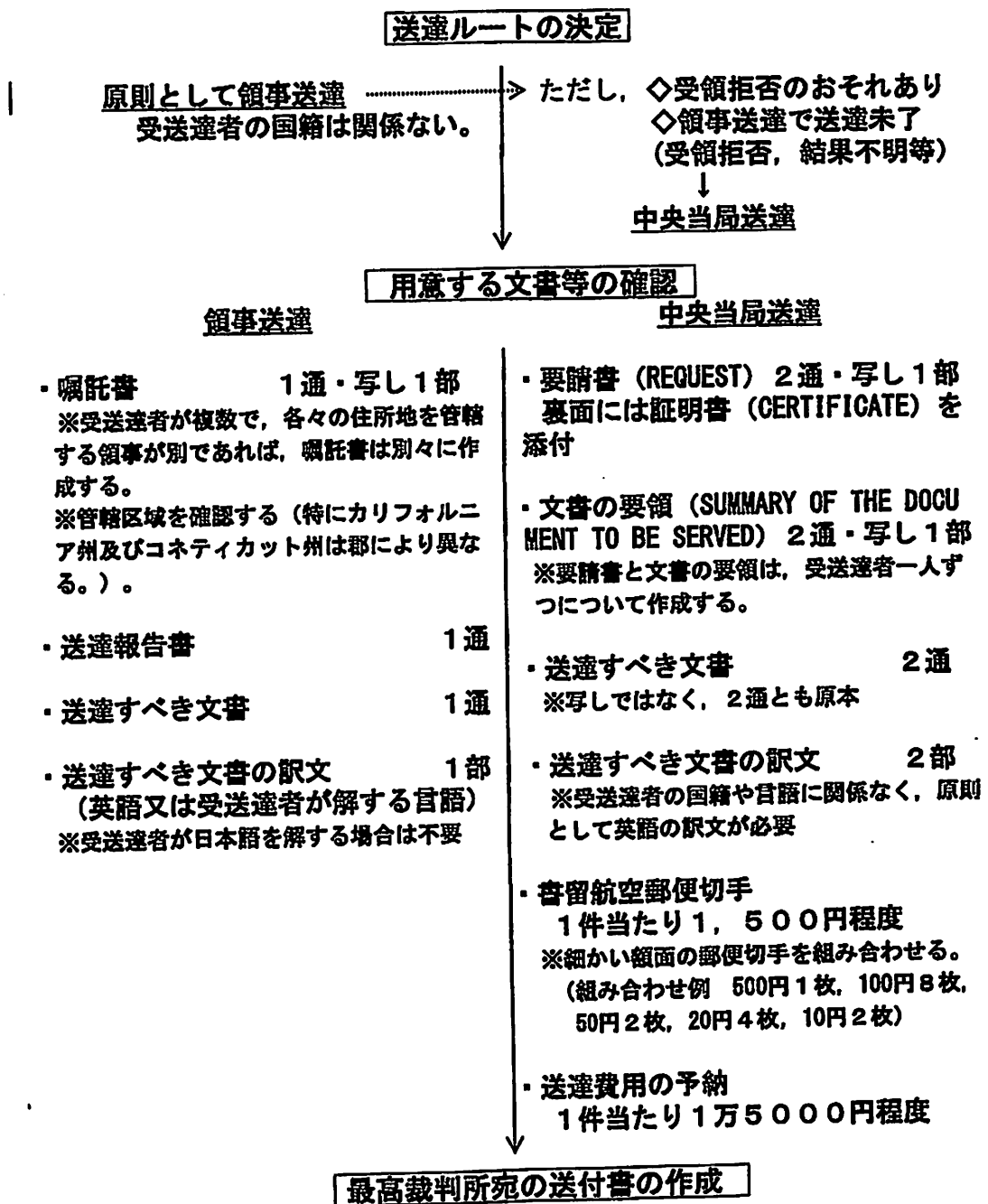
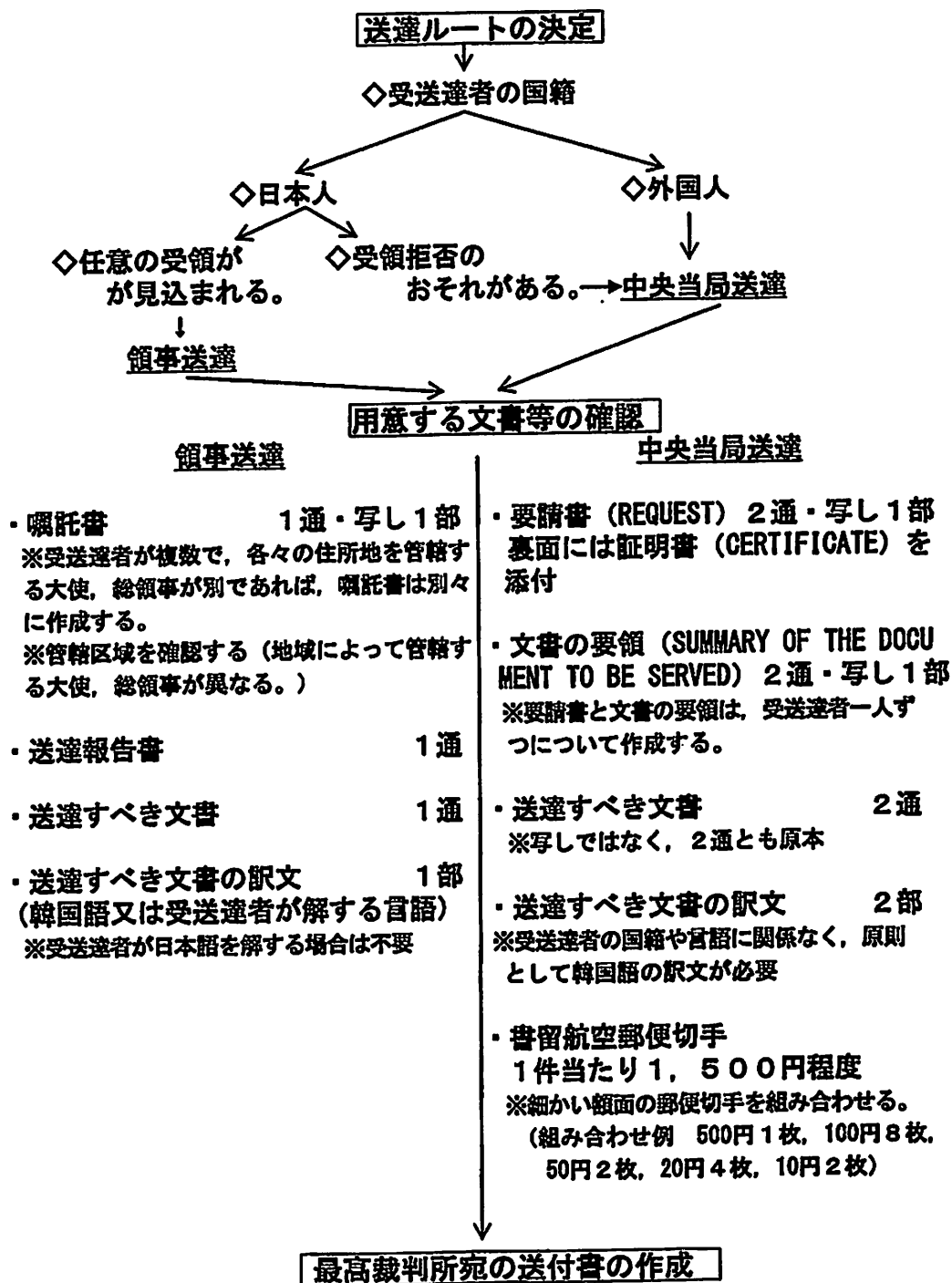


＜アメリカ合衆国への送達嘱託＞



※なお、平均送達期間は、最高裁判所が外務省等に通知した日から、領事送達の場合3箇月、中央当局送達の場合5箇月です。呼出状等期限のある文書を送達する場合は注意してください。

＜大韓民国への送達囑託＞



※なお、平均送達期間は、最高裁判所が外務省等に通知した日から、領事送達の場合4箇月、中央当局送達の場合4箇月です。呼出状等期限のある文書を送達する場合は注意してください。

＜ブラジル連邦共和国への送達囑託＞

送達ルート決定

管轄裁判所送達

※受送達者の国籍は関係ない。

用意する文書等の確認

・囑託書

1 通

写し 4 部←うち、ブラジルの公証翻訳人用として、固有名詞すべてにひら仮名で振り仮名を振ったものが 1 部

※受送達者が複数でも、囑託書は 1 通でよい。

・送達すべき文書 1 通

写し 3 部←うち、ブラジルの公証翻訳人用として、固有名詞すべてにひら仮名で振り仮名を振ったものが 1 部

※複数の受送達者に全く同じ文書を送る場合、公証翻訳人用の文書は 1 部でよい。

翻訳及び送達のための費用の予納を確認

※訳文はブラジルの公証翻訳人が付しますので、これについて費用がかかります。

＜必要な費用＞

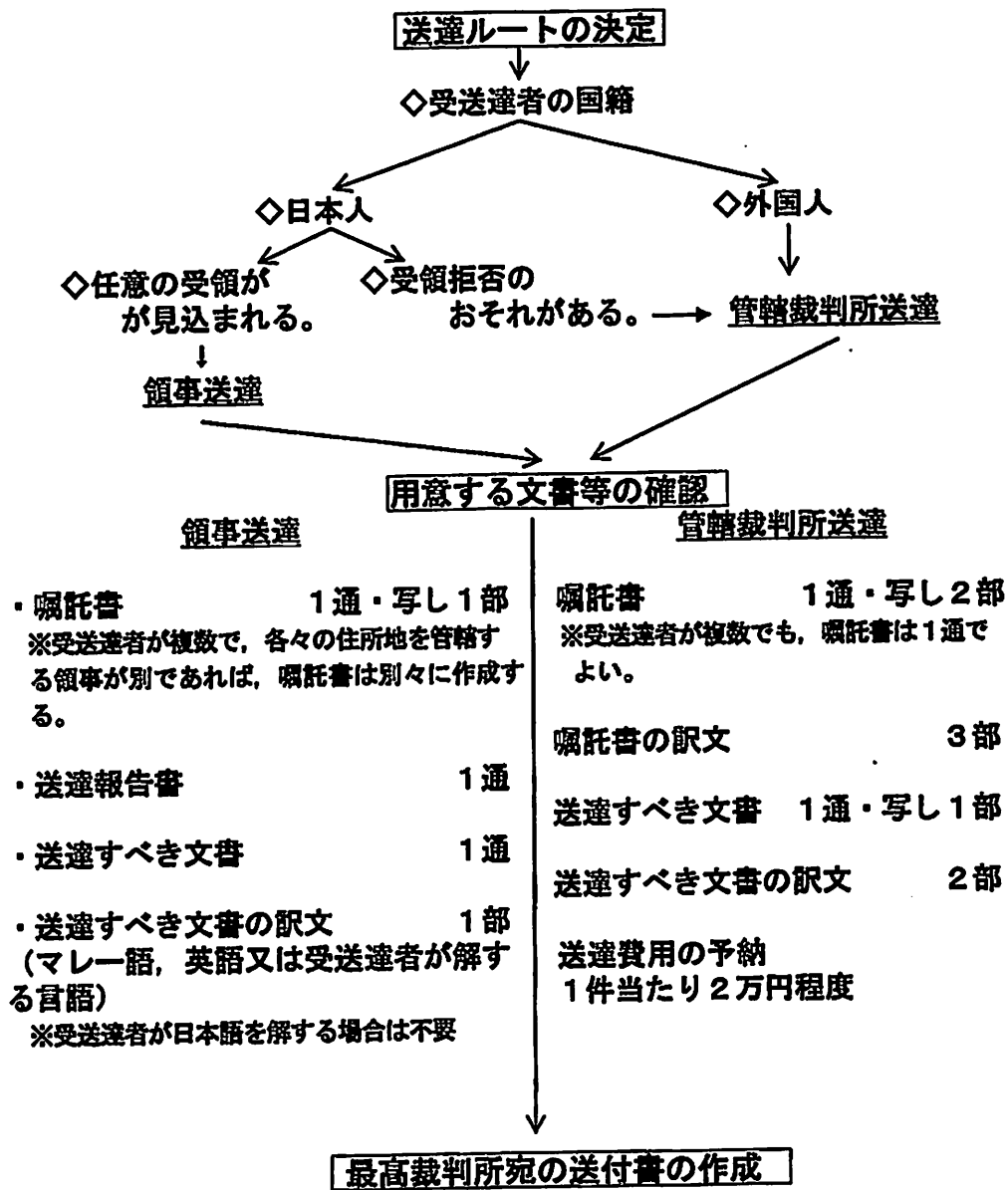
翻訳料見込額（日本文 1 枚につきアメリカ合衆国通貨 30 ドル）

送金手数料等

最高裁判所宛の送付書の作成

※なお、平均送達期間は、最高裁判所が外務省等に通知した日から、14 箇月です。呼出状等期限のある文書を送達する場合は注意してください。

＜シンガポール共和国への送達嘱託＞



※なお、平均送達期間は、最高裁判所が外務省等に通知した日から、領事送達の場合4箇月、管轄裁判所送達の場合4箇月です。呼出状等期限のある文書を送達する場合は注意してください。